

## 公的扶助からのユダヤ人の排除：ドイツ西部の事例を中心に1938～1939年

SHIRAKAWA, Koichi / 白川, 耕一

---

(出版者 / Publisher)

法政大学多摩論集編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

TAMA BULLETIN / 法政大学多摩論集

(巻 / Volume)

38

(開始ページ / Start Page)

187

(終了ページ / End Page)

207

(発行年 / Year)

2022-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025120>

# 公的扶助からのユダヤ人の排除

## — ドイツ西部の事例を中心に1938～1939年 —

白 川 耕 一

はじめに

19世紀末から100年間にわたるドイツ社会政策史を描いたフォルカー・ヘンチェルによれば、ナチ期の社会政策で最も重視されたのは、ドイツ民族の生存及び維持と、健全かつ労働能力があり、しかも人種的に価値のあるドイツ人から構成される民族共同体の形成であった。彼は、社会政策上の進歩があったとしても、「世界で最悪の動機づけ」、すなわちナチ・イデオロギーに導かれていたと述べた<sup>1</sup>。本稿は、ナチ・イデオロギーの中心的要素である反ユダヤ主義の実現に対して、自治体福祉行政が果たした役割を分析する。

古典的研究『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』の中で、ラウル・ヒルバークはユダヤ人迫害過程における行政機関が果たした役割を指摘した<sup>2</sup>。だが、1990年代以降の諸研究によって、ナチ党、警察、親衛隊だけでなく、裁判所、労働局、警察と協力しつつ、自治体行政が迫害政策に大きな役割を果たしたことが既に確認されている<sup>3</sup>。ユダヤ人所有の貴金属の強制売却を論じたリュディガー・フライターは、「第三帝国における迫害措置の中心はナチ党の特別部署にあったのではなく、既存の行政機関によって実施された」と述べ、迫害における自治体の役割を強調した。新しい研究によって、1970年代にホルスト・マツェラートによって提示されたナチ党と自治体との対立関係、前者による後者の浸食・篡奪という図式は乗り越えられている<sup>4</sup>。

自治体の福祉政策に関して、ハンブルク市の事例に基づいてユダヤ人に対する自治体福祉政策を分析したウヴェ・ロアールムによれば、自治体は中央政府の命令のよらずに独自に迫害政策を実施していた一方で、より積極的に抑圧政策をとるよう地域のナチ党や世論からも圧力を受けていた<sup>5</sup>。ヴォルフ・グルナー<sup>6</sup>は

ユダヤ人迫害における自治体福祉部署の役割を強調するとともに、地方の政策とベルリン中央政府の政策とが相互作用の関係にあったことを明らかにしており、迫害政策はより立体的に把握されはじめたといえよう。自治体による政策を軸にした上記の研究に対し、ミュンヘン市福祉部署の日常的行動を扱ったフロリアン・ヴィンマーの研究<sup>7</sup>は、これまでナチ時代の研究の視野の周辺に置かれていた福祉現場の実践を組み入れており、福祉の日常的活動が犯罪に至る過程を下から積み上げて明らかにしている。福祉受給者観、組織、民間福祉団体との協力、人的連続性の点で、ヴァイマル時代からナチ時代にいたる連続性と緩やかな転換を、ヴィンマーは強調している。

本稿はドイツ西部の自治体の事例に基づき、1930年代末の公的扶助からのユダヤ人の追放を検討しながら、ヴァイマル時代以降の福祉原則、自治体の行動、反ユダヤ主義はどのように結びついたのでのかについて分析する。

## 第1節 1930年代末のユダヤ人の状況

ナチ時代におけるユダヤ人の状況を確認しておこう。1933年にドイツ全体で約50万人存在したユダヤ人は21万3930人（1939年5月）にまでに減少した。1933年のユダヤ人総数のうち50歳以上が占める割合は30.2%であったのに対し、1938年に48.2%、1939年に52.8%というように上昇し、ドイツに留まり続けたユダヤ人の高齢化がすすんだ<sup>8</sup>。

ユダヤ人の職業構造も1939年までに大幅に変わり、自営業者が減少する一方、労働者が増大した。1936年8月、ユダヤ人自身による職業紹介が禁止され、一般の労働局の管轄下に入ったユダヤ人には、日雇いの低賃金労働が強いられた<sup>9</sup>。1933年から1936年にかけて、ユダヤ人の失業者は3543人から37204人に急増し、1936年10月の失業率は25%と見積もられた<sup>10</sup>。人口の高齢化、ナチ政府による営業禁止、職業紹介上の差別によって、ユダヤ人が就業する可能性は益々小さくなり、1939年5月の就業者の割合は15.9%に過ぎず<sup>11</sup>、労働による収入のない多くのユダヤ人は、僅かな資産を取り崩して生活するか、援助に依存するかしかなかった<sup>12</sup>。

## 公的扶助からのユダヤ人の排除

貧困化したユダヤ人の救援のために、ユダヤ人の福祉団体は1936年と1938年にそれぞれ約4万人に援助を提供していた<sup>13</sup>。貧困者の支援をおこなっていたユダヤ教共同体の総支出に占める福祉支出の割合は、40%（1936年）から60%（1939年4月）に上昇し、財政的に限界に達していた。ドイツ・ユダヤ人中央福祉局<sup>14</sup>の報告を見てみよう。

過去数年間、福祉に対する必要な要請に応えることは可能であった。しかし、今や、予算状況が逼迫しており、財政難によって福祉の緊急に必要な要請に応えることさえも不可能な状況になった。中央福祉局は、各地から、割当金を増加させるよう要請を受けている。なぜなら、[福祉支出の]需要が増大しているからである。全く心苦しいことであるが、これらの要請を全て拒否しなければならない<sup>15</sup>。

こうした過度の福祉支出が原因となって、多数のユダヤ教共同体が解散を余儀なくされた。

それ以外にも、「ユダヤ人の冬季救済事業」が実施された。これは、1933年以降毎年実施されていた「ドイツ国民の冬季救済事業」に倣って組織され、ユダヤ人に範囲を限定した募金活動で、その収益を貧しいユダヤ人に提供するというものであった。ハンブルクにおける受給者数は、1936～37年3600人、1937～38年3900人、1938～39年3700人で、大きな増減は見られなかったが、ユダヤ人総数にしめる受給者の割合は、21%（1935～36年）から40%（1938～39年）へと上昇した。1938年から39年にかけて、全国で291000人のユダヤ人のうち、70782人が「ユダヤ人の冬季救済事業」から援助をうけていた<sup>16</sup>。

ユダヤ人貧困者を支援する団体が弱体化したり解散したりした場合、貧困に陥ったユダヤ人は公的扶助に依存せざるをえなかった。公的扶助を受給していたユダヤ人の数に関する全国的統計は1938年以前に作成されていないが、ベルリン市において1938年9月に公的扶助を受給していたユダヤ人の数は7500人<sup>17</sup>であり、ユダヤ人総数の約1割弱に相当した。公的扶助受給者総数が減少傾向にある中で、受給者に占めるユダヤ人の割合は相対的に高く、例えば、ユダヤ人はベルリン市総人口の2%弱を占めるに過ぎなかったが、福祉失業者の約13%、貧困ゆえに援助を受ける「その他の援助受給者」の8%がユダヤ人であった<sup>18</sup>。

ナチ政府はヴァイマル時代の公的扶助システムを無傷で継承し、ナチ体制の成

立に伴う制度の大幅な変更はなかった。1924年2月13日に成立した公的扶助令は、1924年12月に制定された「公的扶助の前提、様態および程度に関する全国基本原則」とともに、公的扶助の根幹を形成した<sup>19</sup>。全国基本原則は、戦争とインフレがなければ公的扶助に依存することはなかった要保護集団として、(a) 年金・恩給では収入が不十分で公的扶助を受ける傷痍軍人、(b) 社会年金生活者（廃疾・老齢・職員年金受給者）、(c) 小額年金生活者（預金の利子収入、債券の配当金を受けて生活をする人々）をあげており、彼らは給付額において優遇された「加算的扶助」を受けることができた。それに対して、福祉失業者やその他の援助受給者は「一般的扶助」を受けた。公的扶助の実施単位の「地区扶助組合」は、領域的には郡又は市に対応していた。

ナチ政権発足当初、ユダヤ人に付与される公的扶助に関する特別規定は導入されなかったとはいえ、ユダヤ人への締め付けは進行していた<sup>20</sup>。国家内務省の方針は以下のようなものだった。ユダヤ人がユダヤ人自身の福祉団体から援助を受けていた場合、ユダヤ人が自治体に援助を申請する際に、これまで受給していた援助の内容を示す証明書を自治体に提出しなければならなかった。自治体はその証明書に従って援助の可非や内容を決定することになっており、ユダヤ人が証明書を提出しなかった場合、援助申請を拒否したり、公的扶助給付額を最低限に引き下げたりすることもできた<sup>21</sup>。

ユダヤ人の児童に対する給付が削減されていたとはいえ、現行法の下では、ユダヤ人を公的扶助から除外することはできなかった。というのは、福祉法はドイツ国民に対して援助を与えることを規定しており、国家市民でないとしてもドイツ国籍を有するユダヤ人に援助を提供する義務が福祉部署に課せられていたからである。そのため、ユダヤ人からの援助申請を拒否できなかったミュンヘン市福祉局は、1936年11月、「福祉において、アーリア人とユダヤ人が同じ権利を有することによって、中央政府が望んでいない事態が発生している」として中央政府を批判し、「非アーリア人（＝ユダヤ人のこと）は外国人として扱われるべきである」と要求した<sup>22</sup>。なぜなら、場合によっては、「アーリア人」（＝ユダヤ人ではない一般のドイツ人）に給付額の低い一般的扶助が与えられる一方で、ユダヤ人が給付額の高い加算的扶助を受給できたからである。こうした状態はナチ党员によって批判されており、公的扶助を必要とするユダヤ人が増加するにしたがっ

て、ユダヤ人に関する特別規定を要求する自治体側からの声は大きくなった。

## 第2節 公的扶助からのユダヤ人の除外とその反応

ユダヤ人を公的福祉から除外する作業はすでに始まっており、1937年6月10日に行われたドイツ自治体協議会の会議では、公的福祉におけるユダヤ人の扱いについて議論された。しかし、福祉領域におけるユダヤ人の地位に関して明確な方針はまだ存在しておらず、ドイツ人とユダヤ人との生活空間の分離が不完全なままで、統一的な規定が導入されると、場合によれば、ドイツ人にも不利益が及ぶという懸念さえも表明されていた<sup>23</sup>。他方、国家内務省が1938年8月に作成した新方針には、ユダヤ人を公的扶助から除外し、彼らへの支援をもっぱらユダヤ人団体に委ねるが、ユダヤ人団体の財政能力が低下している状況に限って、自治体が与えるというものであった。さらに、ユダヤ人は加算的扶助から除外されるだけでなく、ユダヤ人からの援助申請は厳格に審査され、住宅、衣類、食糧、病人、妊婦に対する補助など最低限の支援に限定することが予定されていた<sup>24</sup>。

また、公的扶助給付額改定の準備をすすめていたドイツ自治体協議会は、1938年5月に「反社会的分子」やユダヤ人に対する給付引き下げの方針を含んだ「ヴェルツブルグ方針」を定めた。新しい方針の下で、ドイツ人の間で一般的扶助と加算的扶助の区別が廃止され、人種的基準に従って給付が決定される他、ユダヤ人や「反社会的分子」に対する給付の大幅削減が予定された<sup>25</sup>。

1938年11月19日に中央政府から発布された「ユダヤ人に対する公的扶助に関する命令」<sup>26</sup>は、公的扶助からのユダヤ人の追放を定めた初の命令であった。命令の第1条は、「公的扶助の前提、様式および程度に関する全国基本法の変更に關する命令（1931年）」の第35条に、ユダヤ人の扱いに関するa項を追加し、1935年11月14日の国家市民法の第1命令第5条の意味において「ユダヤ人」と規定される者は、貧困に陥った場合、自治体からではなく、ユダヤ人自身の福祉団体から援助を受けると規定された。確かに、1938年11月の命令は、ユダヤ人が自治体から援助を受給できる可能性を完全に除外しなかったとはいえ、ユダヤ人自身の福祉団体から援助を受給できない場合に限定された。自治体に援助を申請したユ

ダヤ人の貧困の度合いは厳格に審査され、給付の内容も、住居、衣類、疾病の際の世話、虚弱・妊娠の場合の世話、助産婦の派遣、必要な限りでの医療サービスに限定された。第2条では、「小額年金生活者扶助に関する法（1934年）」及び同法律の改正令（1937年12月24日）の適用対象からユダヤ人を除外することが規定されていた。命令の発効日は1939年1月1日と決められた。

1938年11月の命令は、人種主義的な理由に基づいて公的扶助義務から国民を除外したという点でヴァイマル時代以来の原則からの離脱となった<sup>27</sup>。とはいえ、命令を自治体はどのように理解したのであろうか。1939年前半、ユダヤ人への対応が各地方（北西ドイツ、南ドイツ、ライン地方）の福祉問題作業共同体（ドイツ自治体協議会が中心になって開催された自治体間の協議の場）の議題に上った。その議事録から自治体の反応を抽出してみよう。

「ユダヤ人に対する公的扶助に関する命令」は、自治体にとって、公的扶助からのユダヤ人の追放を暫定的に規定しているのみで、ユダヤ人と公的福祉との間の最終的關係は未解決と考えられていた（ライン地方、南ドイツ）。

ユダヤ人が事業を興したり、運営したりすることが禁止されて以降、自治体からの援助を必要とするユダヤ人の数は激増した。そのようなユダヤ人の貧困化は自治体財政の負担増加につながったため、命令によってユダヤ人が公的扶助から公式に除外されたことは、自治体財政の負担軽減と見なされた（南ドイツ）。既に命令が発表される前から、ニュルンベルク市をはじめ幾つかの都市で公的扶助からユダヤ人は除外されており、命令はそれに対する法的基盤を与えるものとして歓迎された（南ドイツ）。

ユダヤ人が自治体に援助を申請したとしても、「我々〔一自治体〕の意味において、正常に思考できるユダヤ人、本物のユダヤ人は我々を憎み、我々に対抗して活動しているに違いない」ので、それゆえ援助申請に対する審査は厳格におこなうべきであると提案された（南ドイツ）。

自治体当局は、「ユダヤ人は土地不動産を所有しているので、さしあたり、1年間は〔ユダヤ教共同体がユダヤ人に〕援助を提供可能」であるとし、共同体からの援助のみでユダヤ人は生存できると考えていた（北西ドイツ、ライン地方）<sup>28</sup>。しかし、自治体はユダヤ人が自らの財産を生存のためだけに使い尽くすことを望んでいなかった。むしろ、自治体はユダヤ人の国外移住を求めているのであり、

## 公的扶助からのユダヤ人の排除

残された資産は貧困者への援助ためではなく、「ドイツをユダヤ人のいない土地にするために、用立てられねばならない」(南ドイツ)のであった<sup>29</sup>。

このように、自治体は公的扶助からのユダヤ人の除外を原則的に歓迎したものの、支援から除外された後のユダヤ人をどうすべきか、ユダヤ人を(可能である場合、)ユダヤ人の福祉団体の手に委ね、残された資産によってドイツで生活させるのか、むしろ国外に移住させるのか、未決の状態にあり、自治体にとってのユダヤ人の貧困問題の解決には至っていなかった。

ユダヤ人貧困者への経済的支援だけでなく、その他の福祉領域でもユダヤ人の除外が進行した。既に、医療施設でドイツ人とともにユダヤ人が治療を受けることの可否、施設内部におけるドイツ人とユダヤ人との分離が問題となっていた。1938年11月に発せられた「ユダヤ人に対する公的扶助に関する命令」と前後して、自治体は入院・治療中のユダヤ人に対する支援を停止し、費用をユダヤ人団体がすべて負担するものとされた<sup>30</sup>。

### 第3節 援助の再開 — デュースブルク市の事例を中心に —

ドイツ西部の工業都市デュースブルク市の状況を見てみよう。デュースブルク市のユダヤ人人口は、1933年から1938年10月までの間に、2446人から1314人に減少した<sup>31</sup>。公的扶助からユダヤ人が排除される直前の1938年12月1日、デュースブルク市では77世帯140人のユダヤ人のみが市福祉部から援助を受給しており、その内訳は40世帯がドイツ国籍者、7世帯が無国籍者、29世帯がポーランド国籍者、1世帯がルーマニア国籍者であった。1ヶ月あたりの平均受給額は、1世帯あたり21マルク、1人あたり11.9マルクであった。

「ユダヤ人に対する公的扶助に関する命令」に基づき、市福祉部は12月30日以降ユダヤ人に対する現金及び物品の提供を中止するように市内7ヶ所の出先事務所に指示し、同時に義務労働者として市福祉部に雇用されていたユダヤ人も全て解雇された。義務労働とは自治体が福祉受給者に課す労働であり、勤労意欲に欠けると判断された失業者、闇労働の疑いのある者、ユダヤ人を対象にしており、義務労働は失業者の勤労意欲を確認し、闇労働を防止する手段とされ、義務労働

に従事したとしても、福祉給付受給資格が承認される以外には、小額の手当が与えられたに過ぎなかった。ユダヤ人が義務労働からも排除されたことは、労働の対価として福祉給付を受ける可能性すらも抹消されたことを意味した。

さらに、市福祉部は外国籍ユダヤ人を援助から除外するように通告したが<sup>32</sup>、これは1938年11月の中央政府の規定には存在しない内容であった。さらに、医療施設で入院治療を受けているユダヤ人に対する医療費補助や家賃補助も中止された<sup>33</sup>。

しかし、1939年1月3日にはユダヤ教共同体の代表が市福祉部を訪れ、家賃さえも払うことができないユダヤ人の窮状を説明し、市当局がユダヤ教共同体の福祉支出の半分を負担するよう懇願した。1月10日、市福祉部は援助を再開する旨をユダヤ教共同体に通告した<sup>34</sup>。

援助停止後僅か10日後に、市福祉部が援助再開を決定した理由は明らかでない。もし、ユダヤ人の抑圧のみを目的としていたなら、市福祉部が援助を再開する必要はなかったであろう。確かに、1938年11月の命令は、ユダヤ教共同体が十分な資産を保有していない場合、自治体が介入してユダヤ人に援助を提供する可能性を認めていた。それだけではなく、援助再開の決定は、ユダヤ人の国外移住の見通しにも関連していたと思われる。先に、ユダヤ人に残された資産を貧困者救済ではなく、移住促進に利用すべきとの声が自治体福祉担当者の中にあつたことを見た。1938年11月の「水晶の夜」事件後、ユダヤ人の国外移住が急増しており、援助再開要請のためにデュースブルク市に宛てた手紙（1939年1月6日）の中で、ユダヤ教共同体は移住準備のために福祉予算が不足し、「さらに、考慮しなければならないのは、貧困者の移住促進も多額の資金を必要としており、[中略]ユダヤ人に対する福祉[支出]によって、移住[という目標実現]が損なわれてはならないということです」<sup>35</sup>と述べた。すなわち、ユダヤ教共同体側は、国外移住が優先されるべきことを引き合いに出して市の援助再開を要請しているのであり、援助再開と移住促進は相互に結びついていたと考えられる。さらに、1939年1月24日、4ヵ年計画全権ヘルマン・ゲーリングは、国家内務省内に「ユダヤ人移住全国本部」を設置することと、ユダヤ人の移住を「あらゆる手段で促進する」ことを命令したが、命令書の写しは、デュースブルク市福祉部でも回覧されていた<sup>36</sup>。このような状況から判断すると、市福祉部はユダヤ人が移住するまでの一

公的扶助からのユダヤ人の排除

時的補助として、援助を再開したと考えられる。

デュースブルク市だけでなく、ベルリン、ハンブルク、ライプツィヒ、ケーニヒスベルク、ドレスデン、フランクフルト・アム・マイン、ハノーファー、ゲルゼンキルヒェン、ヴッパータール、プレーメンの各市などでも、ユダヤ人に対する援助が1月以降も行われており<sup>37</sup>、1939年3月の時点で、全国で1万400人のユダヤ人（総人口の約4%）が援助を受給していた。命令発効前と比較して受給者数は大幅に減少し、例えば、ハンブルクでは、1938年12月に1000人以上のユダヤ人が市から援助を受けていたが、1939年1月の受給世帯数は608世帯（860人）だった<sup>38</sup>。

表は、デュースブルク市が位置するデュッセルドルフ県におけるユダヤ人に対する都市または郡の援助の実施状況を示す。3郡からの回答が欠落しているが、県内22の都市または郡のうち、13の都市または郡が1939年1月以降もユダヤ教共同体に補助を提供しており、約400人のユダヤ人が地区扶助組合から直接、援助を受けていたが、その割合はユダヤ人総人口（9303人）の4.2%に過ぎなかった。

表 デュッセルドルフ県（ドイツ西部ライン地方）におけるユダヤ人に対する援助の状況  
(1939年春)

都市または郡	ユダヤ人 <sup>(1)</sup> 人口	援助の 形態	都市または郡から提供される援助の内容 <sup>(2)</sup>
デュッセルドルフ (都市)	2072人	①	ユダヤ教共同体がドイツ国籍のユダヤ人に援助を提供
		②	39年1月1日以降、市は98人に対し院外救護、143人に院内救護
デュースブルク (都市)	858人	①	ユダヤ教共同体に補助を提供。39年1月1日以降、基準額の半分まで補助
		②	39年2月47世帯（62人）、3月70世帯（105人）、4月63世帯（93人）に援助を提供
エッセン (都市)	1704人	①	共同体の福祉支出の50%を補助。39年7月以降、25%を補助
		②	———

白 川

クレフェルト (都市)	820人	①	ユダヤ教共同体に対する補助金なし。ユダヤ人に対する援助はユダヤ教共同体によってのみ実施
		②	以前、当該地域の基準にしたがって、市が援助を提供
ミュールハイム (都市)	236人	①	ユダヤ教共同体が1ヶ月あたり大人15マルク、15歳未満5マルクの援助を提供
		②	18世帯(26人)に院外救護、3世帯(3人)に対し院内救護を提供
メンヒェン ＝グラートバッハ (都市)	383人	①	援助はユダヤ教共同体によっておこなわれ、共同体に資産がない場合に限り市が援助を提供
		②	ポーランド系ユダヤ人(2人)に対してのみ医療費を提供
ノイス (都市)	105人	①	ユダヤ教共同体や富裕なユダヤ人が支援を実施できる限り、市は援助を提供せず、共同体に資産がない場合に限り、市が援助を実施
		②	—————
オーバーハウゼン (都市)	151人	①	ユダヤ教共同体に補助金を提供
		②	院外救護8人、院内救護1人
レムシャイト (都市)	113人	①	ユダヤ教共同体が十分な資産を持たない場合に限り、市が援助を提供
		②	39年3月末の時点で2人の重度身体障害者、その他、7人に援助を提供。援助を受けているユダヤ人は亡命予定
ライト (都市)	243人	①	市はユダヤ共同体に援助を提供しない。ユダヤ教共同体に資産がない場合に限り、市が援助を提供
		②	—————
ゾーリングェン (都市)	78人	①	市はユダヤ共同体に援助を提供しない。ユダヤ教共同体に資産がない場合に限り、市が援助を提供。援助は一般的扶助額に基づいておこなわれ、医療補助を除き、家賃補助などは提供されず。
		②	—————

公的扶助からのユダヤ人の排除

フィーアゼン (都市)	51人	①	市からユダヤ教共同体に援助を提供。額は変動
		②	4人が援助をうける。そのうちの1人（ポーランド人）は39年6月20日に援助から除外
ヴッパータール (都市)	1129人	①	市からユダヤ教共同体に援助を提供。ユダヤ教共同体の福祉支出の75%を市が補助。その他、
		②	————
ディンスラーケン (郡)	47人	①	郡は、ユダヤ教共同体に援助を提供
		②	7世帯に郡は援助を提供
デュッセルドルフ＝メトマン (郡)	137人	①	郡は給付額の4分の3、ユダヤ教共同体は残る4分の1を負担
		②	————
ゲルダーン (郡)	46人	①	————
		②	郡はユダヤ人（1人）に援助を提供。その費用はユダヤ人の年金から控除される
グレヴェンブロイヒ＝ノイス (郡)	259人	①	ユダヤ教共同体が援助を実施できない限りで、郡は補助（物品）を提供
		②	1938年12月まで15家族、39年3月に5家族に援助を提供
ケンペン＝クレフェルト (郡) <sup>(4)</sup>	347人	①	————
		②	ユダヤ人が資産を持たない場合に限り、一般的扶助の基準額で援助
クレーフェ (郡)	152人		回答なし
メーアス (郡) <sup>(5)</sup>	177人	①	————
		②	39年3月1日以降、援助を再開。一般的扶助の基準額に基づいて援助をおこなうが、家賃補助等実施しない
レース (郡)	128人	①	郡がユダヤ教共同体に援助を提供
		②	————

白 川

ライン＝ヴッパー (郡) <sup>(3)</sup>	67 人	①	郡がユダヤ教共同体に補助を提供
		②	——
デュッセルドルフ県 全体	9303 人	①	13の都市または郡がユダヤ教共同体に補助を提供
		②	400人程度に対し補助を提供

①地区扶助組合（都市または郡）からユダヤ教共同体への補助金提供の有無

②地区扶助組合（都市または郡）から直接、ユダヤ人に付与されている援助の有無

——：質問に対する返答なし。

- (1) 「ユダヤ人」とは、2人以上の祖父母がユダヤ人であった者をさし、本人がユダヤ教を信仰しているかどうかを問わない。ユダヤ人とキリスト教徒との間に生まれた混血児は含まれていない。ユダヤ人人口は1939年の国勢調査による。*Statistik des Deutschen Reichs. Bd. 552-4 (Volkszählung. Die Bevölkerung des Deutschen Reichs nach Ergebnissen der Volkszählung 1939. Heft 4. Die Bevölkerung des Deutschen Reichs nach der Religionszugehörigkeit)*, Berlin 1944, S. 4/ 22.
- (2) ケンペン＝クレフェルト郡、メーアス郡を除き、1939年春にライン地方福祉問題作業共同体で実施されたアンケート調査の回答による。*Zusammenstellung der Umfrage über Unterstützung von Juden*, Bundesarchiv R36/ 1022, Bl. 14-16.
- (3) 郡庁所在地オブラーデン市の回答による。
- (4) Vom Landrat des Kreises Kempen-Krefeld an den DGT Düsseldorf am 2. Juni 1939, Nordrhein-westfälisches Hauptstaatsarchiv Düsseldorf RW53/ 413.
- (5) Vom Kreis Ausschuss des Landkreises Moers an den DGT Düsseldorf am 7. Juni 1939, Nordrhein-westfälisches Hauptstaatsarchiv Düsseldorf RW53/ 413.

デュースブルク市では、858人のユダヤ人のうち、1939年2月に47世帯（62人）、3月、70世帯（105人）、4月、63世帯（93人）が市から援助をうけた。援助額については、非ユダヤ系ドイツ人の一般的扶助受給者が1ヶ月に34マルクの援助を市福祉部から受給できたのに対し、ユダヤ人の受給額は17マルクに過ぎず、家賃補助、ミルク、衣類などの支給対象から外された<sup>39</sup>。

## 第4節 自治体の行動—ユダヤ人財産の収奪

ユダヤ人に対する支援が再開された後の自治体の行動を見てみよう。1939年春、ドイツ自治体協議会デュッセルドルフ出張所がおこなったアンケート調査に対するビルケンフェルト郡（ライン地方南部のコーブレンツ県に位置）福祉局の回答を引用してみたい<sup>40</sup>。

[自治体からの] 援助が避けられない場合には、1回限りの小額の現物提供によって援助が実施されている。貧困化したユダヤ人には [ユダヤ人自身の] 福祉活動から援助が与えられ、そこから継続的に補助を受けている。しかし、[提出された援助額に関する] 証明書によれば、その額は極めて少なく、それは最低限必要な額も満たせない。数ヶ月間も自治体からの援助が停止された事例が知られているが、それにもかかわらずユダヤ人が餓死したという例は聞かれない [!]。村長からの報告によれば、彼らは良い服を着て、栄養状態も良いように見えるということである。このことは、彼らが [ユダヤ教共同体以外の] 第3者から援助を受けているか、または、現金を隠し持っている証拠である。

援助支給の際、全ての利用しうる財産が利用されていることが前提である。土地や家屋が残っているのであれば、抵当として確保することが必要である。

原則的にユダヤ人への援助は、それに見合うだけの労働と引き換えでおこなわれる。労働可能なユダヤ人が申請をしたとすれば、これら人々を労働隊に集め、公益的労働をおこなわせるのが適切であろう。村の中で、老いたユダヤ人が援助を受けるとすれば、村に残っている労働可能なユダヤ人にそれに見合うだけの公益労働をさせることは不当な要求ではないだろう。

私は、ユダヤ人の援助申請書を厳格に詳細に審査すべきという点をもう一度強調したい。もし収入がある近親者がいるなら、申請は却下される。

援助が停止されたにもかかわらず、「餓死者がいない」こと、栄養状態が良好に見えることから、ビルケンフェルト郡福祉局は隠匿資産の存在を推測しており、極度の貧困状態にある場合に限り援助を与えたのであった<sup>41</sup>。

ビルケンフェルト郡から回答の中の、「援助支給の際、全ての利用しうる財産が

利用されていることが前提である。土地や家屋が残っているのであれば、抵当として確保することが必要である」という部分に注目しよう。ヴァイマル時代の公的扶助の原則が援助削減のために利用されていることに気がつく。「公的扶助の前提・種類・額に関する全国基本原則」第8条<sup>42</sup>は、「[公的] 扶助が援助を提供する前に、援助受給者が使用を義務付けられる独自の手段に、全ての処分可能な財産や所得が属し、現在または以前の労働関係、及び、公的・民間を問わず、扶養料や年金支払い請求権から発生する収入も含まれる」と定められていた。第9条によれば、「援助申請者の財産または収入が当分の間使用できないがために、[公的] 扶助が介入する場合には、費用を事後的に返済することを援助提供の条件としうる。援助を必要とする者が将来財産や十分な収入を獲得しうることが予想される場合、同様なことが適応される」<sup>43</sup>というように、提供された援助金を返済する可能性が残されていた。ただし、第8条の後半には、「援助必要性、方式、範囲を査定する場合、民間福祉団体または第3者が公的援助の補助として提供する援助」は、それによって公的扶助が不必要となるほど高額でなければ、収入として「考慮されない」ことが定められていた<sup>44</sup>。しかし、ユダヤ人への援助に際して、ケンペン＝クレフェルト郡扶助組合は、「全ての賃金は収入として計算され、ユダヤ人の福祉団体またはそれ以外の組織が公的扶助の援助を補うために提供した援助」も所得として見なされたのであり<sup>45</sup>、この点は、ヴァイマル時代の原則を維持しつつも、その原則を厳格に適用し、ユダヤ人に対する経済的搾取に利用していたのである。

重要であるのは、援助の提供がユダヤ人資産の収奪に結びついたことである。再び、ケンペン＝クレフェルト郡の回答を見てみよう。

さらに、財産をこれまでに使用し尽していることが前提となる。財産がさしあたり利用できなくて援助を受ける者に対して、全ての援助は貸付金として返還が義務づけられる。この負債〔返還〕の担保のために、不動産価値を完全に利用し尽くすまで、土地債務は〔ケンペン＝クレフェルト郡地区〕扶助組合に有利なようにおこなわれねばならない。土地が負債に見合う限りで、援助が受給者本人にかかる土地債務を発生させ、受給者が援助の代償として地区扶助組合に譲渡する。こういったことを、ユダヤ人に強制したり、援助提供の条件にしたりするのが良いと考えられる。そのよ

## 公的扶助からのユダヤ人の排除

うにして、[支給された援助に関わる] 負債解放令（それによれば、返済請求は4年後に消滅する）の利益がユダヤ人にとって役に立たない、ということが確実に達成できるのである<sup>46</sup>。

自治体は、援助受給の代償に土地や家屋を抵当に入れることをユダヤ人に強制しただけでなく、その資産が自治体に譲渡されることまでも視野に入れていた。引用史料の「負債解放令」は、1935年以前に受けた公的扶助からの給付の返済義務をドイツ人とユダヤ人の区別なく免除することを規定しており、1936年12月23日に公布された。規定にかかわらず、自治体は資産の収奪を優先し、規定をユダヤ人に適用しなかった。

ヴェストファーレン地方のハルターン市は、ユダヤ人共同体に、礼拝所、執務室、住居を含むユダヤ教寺院と墓地を市当局に売却させたが、それは1933年以降にユダヤ人が受給した福祉給付総額を返済させるという名目だった<sup>47</sup>。自治体は、援助提供を通じて、ユダヤ人の資力について調査をおこない、援助の返済義務をユダヤ人やユダヤ教共同体に負わせることによって、ユダヤ人が所有する資産を収奪しようという意図を持っていた。

ビルケンフェルト郡福祉局が「ユダヤ人への援助は、それに見合うだけの労働と引き換えでおこなわれる」と述べたように、援助提供の代償として労働を要求するという原則は、ヴァイマル時代やナチ時代で重視されていた。公的扶助令（1924年2月）第19条は、「労働能力のある者に対する援助は、適切な場合において、公益的労働を割りあてることを通じておこなわれるか、もしくは、その労働をおこなうかどうかによって決定される」と定めており、労働動員が明らかに苦難をもたらす場合でも動員がおこなわれると規定していた<sup>48</sup>。

デュースブルク市は、1939年2月以降、ユダヤ人に対する援助を再開したが、援助を受給している65歳以下の全てのユダヤ人は、1939年3月20日以降、市緑地課に雇用され、労働に就くべきことが規定された。週4日、1日8時間の労働に対して賃金は支払われなかった。ユダヤ人義務労働者が無断で欠勤した場合、1週間分の援助給付額が7分の1だけ削減され、義務労働を拒否した場合、市からの福祉給付は完全に抹消された。

義務労働の強制は、失業保険の給付対象からユダヤ人が除外されることも同時に意味した<sup>49</sup>。市当局の論理に従えば、割り当てられた義務労働ゆえに、ユダヤ

人の「労働の機会は十分に存在している」のであって、なんらかの理由で労働に従事できない場合には、「不当に就業しない者」と見なされ、失業保険支給の対象外とされたのである。

労働強制の命令がデュースブルク市福祉部から市内の出先機関に発せられる前に、既に17人のユダヤ人がアイフェル地方（ドイツ西部の高原地域）で労働に従事させられていた。市当局の認識によれば、義務労働者の報酬は「十分に高く、彼らが当地 [=デュースブルク市のこと] の家族に [その収入から] 援助を与えることも可能である。[それゆえ、] 最初の賃金支払日以降、[デュースブルク市在住の] 家族に対する [市からの] 援助は中止された」のである<sup>50</sup>。

確かに、1938年11月の命令によって、公的扶助からのユダヤ人の除外は暫定的に達成されたが、ユダヤ人の最終的な処遇は示されていない。第2次世界大戦が勃発すると、反ユダヤ主義政策の主導権は中央政府に移り、1941年秋、ユダヤ人の国外移住が禁止された後、東部への移送が開始された。1941年12月、国家内務省はユダヤ人に対する援助提供を改めて禁止したのである<sup>51</sup>。

## おわりに

1930年代後半、ドイツ国外に移住しえないユダヤ人は最終的には自治体の援助を求めざるをえず、それゆえ、ユダヤ人の運命に対して自治体は決定的役割を担った。特別規定が導入される前でも、自治体はユダヤ人に対する給付を独自に削減しており、ようやく1938年11月になって自治体の行動は中央政府の命令によって追認を受けた。ヴォルフ・グルーナーが言うように、地域における迫害が中央政府を動かしたといえる<sup>52</sup>。だが、中央政府から新しい方針が出された後も、自治体に残された行動の余地は大きかった。

自治体の行動の特徴は、法律に従うという外観をとりつつ、迫害を実施しようとしたことであった。自治体は、ユダヤ人に援助を提供しながら、ユダヤ人自身が所有する資産を利用し尽くす方針を採った。搾取において、自治体は助成原則、公的扶助令、全国基本原則といったヴァイマル時代以来の馴染みの原則や法律を利用した。法律や規定を大きく変更することなく、反ユダヤ主義に基づいて解釈

しなおすことで、ユダヤ人に対する援助を極力制限し、自治体は政治的要請と福祉活動との結合をはかった。さらに、ユダヤ人財産の収奪という経済的利益も、自治体が反ユダヤ主義政策を推進する要因として見逃せないであろう。自治体におけるユダヤ人迫害の進展は中央政府に促されたとは必ずしもいえない。自治体の政策がより過酷になる構造を問うことが次の課題となる。

- 
- <sup>1</sup> Volker Hentschel, *Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1880–1980*, Frankfurt (M) 1983, S. 139, 144.
  - <sup>2</sup> ラウル・ヒルバーク (望田幸男・井上茂子・原田一美訳) 『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』(柏書房 1997年(原著は1961年)) 上巻42頁、下巻239~241頁。
  - <sup>3</sup> Rüdiger Fleiter, Die Verwaltung jüdischen Eigentums am Beispiel der Pfandleihaktion in Hannover, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, Jg.55 (2004), S.163. 都市自治体がナチ支配において果たした役割に関するまとめとして、Sabine Mecking/ Andreas Wirsching, Stadtverwaltung als Systemstabilisierung? Tätigkeitsfelder und Handlungsspielräume kommunaler Herrschaft im Nationalsozialismus, in: dies. (hrsg.), *Stadtverwaltung im Nationalsozialismus. Systemstabilisierende Dimensionen kommunaler Herrschaft*, Paderborn/ München/ Wien/ Zürich 2004, S.1–19.
  - <sup>4</sup> Matzerath Horst, *Nationalsozialismus und kommunale Selbstverwaltung*, Berlin u.a. 1977.
  - <sup>5</sup> Lohalm, Uwe, Hamburgs öffentliche Fürsorge und die Juden 1933–1939, in: Arno Herzig (hrsg.), *Die Juden in Hamburg 1590–1990. Bd.2*, Hamburg 1991, S. 499–415; ders, Local Administration and Nazi Anti-Jewish Policy, in: David Bankier (ed.), *Probing the Depths of German Antisemitism*, Jerusalem 1999, pp. 109–146.
  - <sup>6</sup> Gruner, Wolf, Public Welfare and the German Jews under National Socialism, Bankier (ed.), *a. a. O.*, pp. 78–105; Wolf Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt und Ju-*

*denverfolgung. Wechselwirkung lokaler und zentraler Politik im NS-Staat (1933–1942)*, München 2002.

- <sup>7</sup> Florian Wimmer, *Die völkische Ordnung von Armut. Kommunale Sozialpolitik im nationalsozialistischen München*, Göttingen 2014.
- <sup>8</sup> Clemens Vollnhals, Jüdische Selbsthilfe bis 1938, in: Benz, Wolfgang (hg.), *Die Juden in Deutschland 1933–1945. Leben unter der nationalsozialistischen Herrschaft*, München 1988, S. 735.
- <sup>9</sup> Vollhals, *a. a. O.*, S.374; Manfred Tietz, “Meine innistgeliebte Sophie!…” in: ders./ Rudolf Tappe (hg.), *Tatort Duisburg II. Widerstand und Verfolgung im Nationalsozialismus*, Essen 1993, S. 54.
- <sup>10</sup> Vollhals, *a. a. O.*, S. 377.
- <sup>11</sup> *Ebenda*, S. 329, 735.
- <sup>12</sup> Michael Wildt (hg.), *Die Judenpolitik des SD 1935 bis 1938. Eine Dokumentation*, München 1995, S. 186 (Dokument 29).
- <sup>13</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 127.
- <sup>14</sup> 中央福祉局は1917年9月にユダヤ人の共同体と利益を代表するために設立され、貧困者援助、資金貸し付け、職業紹介などの業務をおこなった。1939年に、中央福祉局は「ドイツ・ユダヤ人全国組織 Reichsvereinigung der Juden in Deutschland」に改組された。
- <sup>15</sup> Arbeitsbericht des Zentrallausschusses der deutschen Juden für Hilfe und Aufbau, Jg. 1937, S. 45 (zitiert aus Vollhals, *a. a. O.*, S. 407).
- <sup>16</sup> *Ebenda*, S. 408; Lohalm, Hamburgs öffentliche Fürsorge, S. 508.
- <sup>17</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 136, 184.
- <sup>18</sup> *Ebenda*, S. 136f. 「福祉失業者」とは、失業保険給付の受給期間が終了したり、資格を満たせなかったりして、失業保険の受給資格がなく、自治体からの扶助を必要とする人びとを示す。「その他の援助受給者」とは、傷痍軍人、年金生活者、福祉失業者に含まれないで、貧しさゆえに扶助を受けている貧困者を示す。
- <sup>19</sup> Verordnung über die Fürsorgepflicht vom 13. Februar 1924, in: *Reichsgesetzblatt*, Teil I (1924), S. 100ff. 公的扶助令の成立と展開について、木下秀雄「ワイマールおける公的扶助法の展開 (1) (2・完)」(『法学論叢』第108巻6号、第111

- 巻第4号 1981年2月、1982年6月)。
- <sup>20</sup> ミュンヘン市における1933年のオフィシャルな変更は、福祉受給者に関する記録用紙に福祉受給者がユダヤ人か否かを記入する項目が追加されたに過ぎない。Wimmer, *a. a. O.*, S.205.
- <sup>21</sup> Schreiben vom DGT Berlin an die Dienststelle DGT vom 22. Nov. 1935, in: Nordrhein-Westfälisches Hauptstaatsarchiv Düsseldorf (以下、NWHSTADと略記。現在、文書館はLandesarchiv NRW Abteilung Rheinlandに再編・改称されている) R53/ 405. Lohalm, *Local Administration*, pp. 130–131も参照。
- <sup>22</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 96–98.
- <sup>23</sup> Niederschrift über Sitzung des Wohlfahrtsausschusses des Deutschen Gemeindetages am 10. Juni 1937 in Heidelberg, Bl. 13–24, Bundesarchiv Berlin (以下、BArchと略記) R36/ 931. なお、ドイツ自治体協議会 (Deutscher Gemeindetag) とは国家内務省内の部署で、自治体にかかわる諸問題を扱う諮問機関である。
- <sup>24</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 152–153.
- <sup>25</sup> 白川耕一「ナチ福祉体制構想—1930年代末の自治体福祉政策担当者の議論から」『国学院大学紀要』(第44号 2006年2月) 57～82頁、特に65～69頁以下を参照。
- <sup>26</sup> Verordnung über die öffentliche Fürsorge für Juden vom 19. November 1938, in: *Reichsgesetzblatt I* (1938), S. 1649.
- <sup>27</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 167.
- <sup>28</sup> Niederschrift über die Tagung der rheinischen Arbeitsgemeinschaft für Wohlfahrtspflege am 27. 01. 1939, S.23, NWHSTAD RW 50–53/ 66; Niederschrift über die Tagung der norddeutschen Arbeitsgemeinschaft für Wohlfahrtspflege am 13. März 1939, S.26–27, BArch R36/899; Niederschrift über die Tagung der süddeutschen Arbeitsgemeinschaft für Wohlfahrtspflege am 1. Januar 1939, S. 3–4, BArch R36/ 902. なお、[ ] 内は、筆者による補足。
- <sup>29</sup> Niederschrift über die Tagung der süddeutschen Arbeitsgemeinschaft für Wohlfahrtspflege am 1. Januar 1939, S. 3–4, BArch R36/ 902.
- <sup>30</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 177–184. ただし、ユダヤ人団体に負担させる

福祉費用の度合いについては、ユダヤ人組織の状況によって地域毎に異なっていた。

- <sup>31</sup> Hans-Georg Kraume, Die Zeit des Nationalsozialismus (1933–1945), in: Lüdi-ger Heid u.a., *Kleine Genshichte der Stadt Duisburg*, Duisburg 1996, S. 334.
- <sup>32</sup> Anordnung von WA an KrSt vom 20. Dez. 1938, Stadtarchiv Duisburg (以下、StaD と略記) 500/ 389. ポーランド国籍のユダヤ人に対する支援は他の都市でも停止されたが、ポーランド政府の抗議を受け、後に支援が再開された。
- <sup>33</sup> Tietz, *a. a. O.*, S. 27.
- <sup>34</sup> Besprechung mit Vertretern der freien jüdischen Wohlfahrtspflege über die Aus- führung der Verordnung vom 19. 11. 1938, StaD 500/ 389; Schreiben vom WA 70/ 01 an den Vorstand der jüdischen Gemeinde Duisburg am 10. Januar 1939, StaD 500/ 389.
- <sup>35</sup> Schreiben vom Vorstand der jüdischen Gemeinde zu Duisburg an das WA der Stadt Duisburg am 6. Januar 1939, StaD 500/ 389. [ ] は引用者の補足。
- <sup>36</sup> Abschrift: vom Beauftragten für Vierjahresplan Generalfeldmarschal Göring an den Reichsminister des Innern am 24. Januar 1939, StaD 500/ 389.
- <sup>37</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 180, 333–334(Tabelle 1~4).
- <sup>38</sup> Lohalm, Hamburgs öffentliche Fürsorge, S. 509; ders., Local Administration, p. 137. Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*, S. 201, 333 (Tabelle 1 und 2).
- <sup>39</sup> Anordnung von WA an KrSt vom 27. Januar 1939, StaD 500/905.
- <sup>40</sup> Schreiben vom Vorsitzenden des Kreisausschusses Birkenfeld an den DGT Düsseldorf vom 1. April 1939, NWHSTAD RW 50–53/ 413. [ ] は引用者による補足。傍点は引用者による。
- <sup>41</sup> BArch R36/ 1022, Bl. 15.
- <sup>42</sup> Reichsgrundsätze über Voraussetzung, Art und Mass der öffentlichen Für- sorge vom 4. Dezember 1924, in: *Reichsgesetzblatt* Teil.1 (1924), S. 766. [ ] 内は引用者による補足。
- <sup>43</sup> *Ebenda*, S. 767. [ ] 内は引用者による補足、傍点は引用者による。
- <sup>44</sup> *Ebenda*. [ ] は引用者による補足。
- <sup>45</sup> Schreiben von Kempen an DGT Düsseldorf vom 2. Juni 1939, NWHSTAD

RW50-53/ 413.

<sup>46</sup> *Ebenda.* [ ] 内は引用者による補足。

<sup>47</sup> Brief von der Stadt Haltern an DGT Berlin vom 4. Oktober 1939, BArch R36/ 1022, Bl.60-61. 受給した援助の返還は、本来、個人に課せられ、ユダヤ人共同体に課されるべきものではなかった。それゆえ、ドイツ自治体協議会はハルターン市の行動を違法とみていたのではなかろうか。Schriben vom DGT an die Stadt Haltern vom 11.10.1939, BArch R36/ 1022, Bl. 64.

<sup>48</sup> §19 der Verordnung über die Fürsorgepflicht vom 13. Februar 1924, in: *Reichsgesetzblatt* Teil 1 (1924), S. 104.

<sup>49</sup> Niederschrift über die Versammlungen der Kreistellenleiter vom 25. März 1939, StaD 500/155.

<sup>50</sup> *Ebenda.* [ ] は筆者による補足。

<sup>51</sup> Wolf Gruner, Die öffentliche Fürsorge und die deutschen Juden 1933-1942. Zur antijüdischen Politik der Städte, des Deutschen Gemeindetages und des Reichsinnenministeriums, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 45 (1997), S. 613.

<sup>52</sup> Gruner, *Öffentliche Wohlfahrt*. S.155.